

令和5年度財政援助団体等監査の結果に  
関する報告の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表します。

令和5年12月28日

市川市監査委員	植 草 耕 一
同	白 土 英 成
同	中 山 幸 紀
同	加 藤 武 央

## 令和5年度財政援助団体等監査結果報告

市川市監査基準に準拠して次のとおり監査を実施した。

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第7項による財政援助団体等監査

### 2 監査の対象

#### (1) 事務事業の範囲

令和2年度、令和3年度及び令和4年度における出納その他の事務

(必要に応じて令和5年度及び令和元年度以前の事務も対象とした。)

#### (2) 対象団体及び部署

① 社会福祉法人市川市社会福祉協議会  
(補助団体、公の施設の指定管理者)

② 福祉部 地域共生課  
(補助団体所管部署)

③ 生涯学習部 青少年育成課  
(公の施設の指定管理者所管部署)

#### (3) 団体の概要

##### ① 目的

社会福祉法人市川市社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」という。)は、市川市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

##### ② 設立経緯

昭和26年6月の社会福祉事業法の施行に伴い、今日の全国社会福祉協議会及び都道府県社会福祉協議会が設立された。期を同じくして市川市においても市川市社会福祉協議会が設立され、昭和42年12月には市川市における社会福祉事業の健全な発展や社会福祉活動の活性化により地域福祉の推進を図ることなどを目的に社会福祉法人となった。その後、市町村社会福祉協議会は、昭和58年に同法に規定され法制化を果たし、更には平成12年に同法が社会福祉法に改正され、社会福祉の推進における中心的な役割を持つ組織として位置付けられた。

#### (4) 補助金及び指定管理料の状況

##### ① 補助金

市は、社会福祉協議会に対し、福祉の増進に資することを目的に、社会福祉

協議会が実施する次に掲げる事業の経費に対し、要綱に基づき補助金を交付している。

- ア 地域ケアシステム（市民、社会福祉協議会、市等が相互に連携を図りながら、福祉に関する活動を行う仕組みをいう。）の拠点となる施設において、市民からの生活上の相談に応じ、必要な情報の提供等を行う事業
- イ サロン（市民相互の交流の場を提供する事業を行うものであって、社会福祉協議会の登録を受けたものをいう。）を支援する事業
- ウ 判断能力が十分でない高齢者及び障害者に対し、福祉サービスの利用の援助又は日常的な金銭等の管理を行う事業
- エ 民生委員児童委員協議会の活動を支援するために助成を行う事業
- オ 地区保護司会の活動を支援するために助成を行う事業
- カ 民間社会福祉活動の推進方策について調査、企画及び連絡調整を行うとともに広報、指導その他の実践活動の推進を図る事業
- キ 地域福祉の推進のため、市と地域の住民活動との政策的な連携・調整を図りながら、地域に福祉の活動を根づかせる事業

補助金交付額

年 度	決 算 額
令和 2 年度	65,570,066 円
令和 3 年度	71,083,465 円
令和 4 年度	72,367,234 円

## ② 指定管理料

市は、基本協定及び年度協定に基づき、市川市放課後保育クラブの管理及び運営に関する業務を実施する対価として、指定管理料を支出している。

指定管理料支出額

年 度	決 算 額
令和 2 年度	1,469,833,995 円
令和 3 年度	1,482,829,186 円
令和 4 年度	1,511,995,940 円

## 3 監査の着眼点

### (1) 補助団体

(団体関係)

- ① 事業計画書、予算書及び決算書等と所管部署へ提出した補助金の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- ② 補助事業は、市の補助基準に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。

③ 出納関係帳票の整備、記帳並びに領収書等の証拠書類等の整備は、法人の会計規程に基づき適切か。

④ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。

⑤ 会計処理上の責任体制は確立されているか。

(所管部署関係)

① 補助金の交付決定は規則等に適合しているか。

② 補助金交付要綱で定める交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。

③ 補助金の額の算定、交付の方法、時期、手続等は適正か。

④ 補助金の効果及び履行の確認は、実績報告書等により適切になされているか。

⑤ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

(2) 公の施設の指定管理者

(団体関係)

① 協定等に基づく義務の履行は適切か。

② サービスの向上は図られているか。

③ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。

(所管部署関係)

① 指定管理者の指定は適正か。

② 協定書等には必要事項が適正に記載されているか。

③ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正か。

④ 事業報告書の確認は適切に行われているか。

⑤ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

## 4 監査の実施内容

(1) 実施期間

令和5年5月1日から同年12月27日まで

(2) 調査方法

関係書類及び関係帳簿類を調査するとともに、関係職員の説明を受け、また、現地調査を実施した。

(3) 日程及び実施場所

① 事務局による予備監査

令和5年5月1日から同年10月27日までの期間、社会福祉協議会の会議室等において実施した。

② 監査委員監査

令和5年11月7日に監査委員会議室において、予備監査の結果を基に実施した。

## 5 監査の結果

所管する事務事業は、以下の指摘事項及び指導事項を除き、適正に執行されているものと認められた。

※監査の結果における是正又は改善が必要な事項の区分

指摘事項：法令、条例、規則等に違反があると認められる事項等（軽微な誤りで、速やかに是正することができるものと認められるものを除く。）

指導事項：指摘事項又は意見とするまでには至らないが、改善を要すると認められる事項等

### (1) 指摘事項

#### ○ 延長保育について（生涯学習部 青少年育成課）

放課後保育クラブの開所時間は、「市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例」（以下「条例」という。）第6条第1項により、午後6時30分までと規定されているが、平成23年度に、平成24年3月31日まで（その年度限り）の試行として、同条第2項の例外規定（市長が必要と認めるときは、…開所時間を変更することができる）を適用し、保護者から申出を受けた場合においては、午後7時まで開所時間を延長した保育（以下「延長保育」という。）を実施した。しかしながら、その後、試行期間を更に延長するための意思決定や、試行結果の検証が行われることもなく、現在まで10年以上継続して延長保育を実施しており、事実上、例外規定を用いて常態化させてしまっているが、このような例外規定の解釈適用は、その趣旨を超えた不適正なものである。

また、放課後保育クラブに新規入所するための申請書である「市川市放課後保育クラブ入所承認申請書（市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）様式第1号）には、延長保育の実施を当然の前提として、延長保育を希望する場合のチェック欄が設けられているほか、「市川市放課後保育クラブ指定管理者仕様書」（以下「仕様書」という。）には、入所後に延長保育を希望することとなった場合の届出方法が規定されている。しかしながら、現に実施している延長保育そのものが、上記のとおり例外規定の趣旨を超えた不適正なものであることからすれば、延長保育の実施を前提とした規則や仕様書、これらに基づく取扱いもまた不適正なものである。

よって、延長保育について、速やかに、検証を実施し、その結果を踏まえて、条例や規則等について、所要の措置を講じられたい。

(2) 指導事項

区 分	件 数 (団体)	件 数 (所管部署)
歳 入	0	0
歳 出	0	0
財 産	1	3
補助金	0	1
契 約	0	1
公 金	1	0
文 書	0	0
その他	3	0
合 計	5	5

※市川市監査基準実施細則の規定に基づき、監査結果報告には性質別に区分した件数を記載。